

# 鳥栖市投げ込み資料

平成28年4月22日

報道機関各位

鳥栖市建設課長 佐藤 晃一

## 熊本地震による被災者の市営住宅への受け入れについて

熊本地震により被災された方の避難場所として、鳥栖市営住宅を提供することとしましたのでお知らせいたします。

### 記

- 1 対象者 熊本地震により居住していた住宅が半壊以上の損壊をし、住まいの確保が必要な方
- 2 入居期間 原則として6カ月。  
ただし、困窮する実状等を考慮し平成29年3月31日まで延長が可能。
- 3 家賃等 入居期間中の家賃・敷金・保証人は不要です。
- 4 戸数 8戸（4月22日現在）
- 5 問合せ窓口 鳥栖市 総務課 庶務防災係 85-3506  
（市への避難相談の窓口を総務課に一本化いたします）

（担当）建設課庶務住宅係 担当者氏名 橋本  
Tel 85-3600